

令和2年度

農地利用最適化推進施策に関する意見書

令和2年10月

氷見市農業委員会

令和2年度農地利用最適化推進施策に関する意見書

農業委員会等に関する法律が平成28年4月に改正施行され、①担い手への農地利用集積、②遊休農地の発生防止と解消、③新規参入の促進といった「農地利用の最適化の推進」が農業委員会の必須業務として位置付けられ、新たな重点活動として推進してきたところであります。

また、農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律が令和元年5月24日に公布され、農村における人づくり・地域づくりへの取り組みが重要視されることとなり、話し合い活動等による将来の担い手の確保や守るべき農地の明確化など「人・農地プランの実質化」が将来の農村の方向性を定める最も重要な方策として位置づけられ、市農林畜産課を中心に農業関係者が令和2年度末の決定・公表を目指して取り組みを進めているところであります。

農業委員会においても「農地所有者の意向把握」、「農業者による協議の場への出席」等の協力が明確化・重点化されており、しかるべき役割を担わせていただくこととしております。

一方で、近年の異状気象による農業への影響、イノシシなどの有害鳥獣による農地・用排水路被害など、農業を取り巻く環境が様変わりをしている状況にあり、担い手不足も相まって地域農業、集落機能の維持に影響を与えかねない深刻な状況にあると認識するところであります。また、被害が度重なりと営農意欲の低下を招き、遊休農地化に拍車をかけるという負の連鎖が生じかねず、何としても歯止めをかける必要があります。

国は「食料・農業・農村基本計画」（令和2年3月31日閣議決定）において、「荒廃農地の発生防止・解消等について、多面的機能支払交付金事業及び中山間地域等直接支払制度による地域・集落における今後の農地利用に係る話合いの促進や共同活動の支援、鳥獣被害対策による農作物被害の軽減、農地中間管理事業による農地の集積・集約化の促進、基盤整備の効果的な活用等による荒廃農地の発生防止・解消に向けた対策を戦略的に進める。」としています。

このような状況を踏まえ、農業委員会では、地域の農業者の代表機関として、農村における人づくり・地域づくりをより強力に推し進めるための施策について、農業委員会等に関する法律第38条第1項の規定に基づき、意見書を提出いたします。

貴職におかれましては内容、事情をお汲み取りの上、施策に反映させていただきますようお願いいたします。

令和2年10月26日

氷見市長 林 正之 様

氷見市農業委員会
会長 田中 昭



1. 担い手への農地利用集積について

(1) 「人・農地プラン」の実質化から実行に向けた取り組みについて

「人・農地プラン」の実質化が、担い手への農地集積のみならず、機構集積協力金、国の機械整備補助事業等の支援措置を受ける場合の要件となっている。

そこで、地域の実情に寄り添いつつ、実質化に向けたプラン作成への取り組みを積極的に進め、早急にプラン実行を押し進めること。

(2) 集落営農組織の法人化への取り組みについて

集落営農組織の法人化は、利用権設定の借受人等として権利主体となれることに加え、農地中間管理事業制度や機構集積協力金事業などの各種優遇措置を受けられることから推奨されている。一方で、集落営農組織の立ち上げ時において、農業従事者の高齢化や法人化後の経営面への不安などから将来への展望が描けず、法人化への一歩を踏み出せない実情がある。

このため、農地中間管理事業制度の円滑な運用及び連携を進めるとともに、集落営農組織の実情把握と各組織に応じた支援の充実を図ること。

(3) 市の担い手育成部門の充実強化について

耕作条件不利地域では、担い手育成とセットで農業振興施策に取り組むことにより農地集約や、守るべき農地が末永く維持されるものとする。

そこで地区の協力や理解のもと、細やかな対応を進めるため、市の担い手育成部門の充実強化を図ること。

2. 遊休農地の解消及び非農地対応について

(1) 遊休農地解消施策の充実について

遊休農地は、狭小耕地など、耕作環境に影響される部分が多いものの、これまでに基盤整備導入のタイミングが整わなかったことにより、遊休農地、荒廃農地と至るケースも多いものと思われる。これをくい止めるためには、農業者に寄り添った具体的な対応を講じる必要がある。

このため、真に困窮している個人・地域に対し、国・県が責任を持って遊休農地解消のための事業展開を行うよう働きかけるとともに、市独自で農地を再生利用するための事業や仕組みづくりを検討すること。

(2) 鳥獣被害防止総合対策交付金の周知について

中山間地域を中心に高齢化の進行により耕作放棄地が増加していることに加え、鳥獣被害による営農意欲の低下が、更なる耕作放棄につながる。

そこで、集落ぐるみで鳥獣被害防止対策に取り組むことができる鳥獣被害

防止総合対策交付金事業は、集落機能の強化の観点からも大変有効な手段であり、地域リーダーの養成活動と事業内容についての十分な周知を行うこと。

(3) 基盤整備対策の拡充と周知について

市内の農地には、基盤整備済みであっても、事業実施年度が早い地区を中心に、耕作不便な狭小区画、幅員の狭い農道、土側溝がまだまだ多数あり、農業者の労力負担が大きい状態となっている。

また、担い手における農業機械の大型化に伴い、このような条件の悪い圃場では、農地の出し手と受け手の利用調整において合意が難しく、農地利用の集積・集約化が思うように進まない状況にある。

そこで、荒廃化の前段階において各種基盤整備導入についてのフローチャートや比較検討資料等、各種基盤整備対策の紹介、周知とともに農地利用の集積・集約化を促進させるため、過去における基盤整備地区も含め、再度の基盤整備を検討し、事業実施の際には地元負担が軽減されるよう国県等に働きかけていただくこと。

(4) 非農地対応について

市内には、現に耕作に供されておらず、耕作の放棄により荒廃し、通常の農作業では栽培が客観的に不可能となっている農地である「荒廃農地」が多数存在する。守るべき農地を明確にした上で、再生利用が困難と見込まれる荒廃農地については、メリハリを付けて非農地判断を進めていくことも重要な取り組みの一つである。

そこで、農業委員会権限において非農地通知の取り組みを進めるにあたって、最終的には個人責任において地目変更登記を完成してもらわなければならないが、登記まで至らないケースが多い。このため、地方税法381条7項の規定に基づき、地目等が事実と相違するため、課税上支障があると認める場合の措置として、市長が法務局に対して一括して地目変更の申し出を行えるよう、関係機関に働きかけていただくこと。

3. 新規参入の促進について

(1) 新規就農者への対応について

農業就業者が高齢化等によりリタイアした後、農地などの経営資源や農業技術が適切に継承されず、農業の生産基盤が一層ぜい弱化することが危惧されている。そこで、集落営農組織への支援と並行して、新規就農者の養成、呼び込み、定着に取り組む必要がある。

独立・自営就農に加え、農業法人就職希望者にもきめ細かく対応することとし、国・県事業の活用を働きかけるとともに、市独自でも新規就農者を確

保するための事業や仕組みづくりを検討・促進すること。

(2) スマート農業の推進について

全国的に、情報通信技術（ICT）を活用した新たな農業への取り組みとしてスマート農業を推進している。これは農業技術継承や省力化・労力軽減等の立場から就農者の確保につながるほか、地域の中心経営体の維持・育成にも役立つであろうと期待されている。

また、新規就農者にとっての農業参入のイメージが一新される呼び水効果も期待され、新たな成長産業としてのスマート農業の推進を充実・加速させること。

4. その他

(1) 農業振興地域整備計画について

現在、農振農用地の判別管理は手書き図面で行っており、転用許可審査等の地番特定に時間を要するなど不都合を生じている。

今年度、全国農地ナビへの基礎情報の更新整備について提供準備を進めている最中でもあり、市長部局におかれては、遅くとも3年以内に農振農用地の地番管理体制を整備されること。

また、区域編入・除外等の対象農地の見直し等を含め、農業振興政策及び農業者利益の観点からしっかりと農業振興地域整備計画の事務体制を整えられること。

(2) 農業経営基盤強化促進法関係について

「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（以下「基本構想」という。）」について制度改正、経年等による訂正、加入・削除が必要と思われる箇所も見受けられる。

とりわけ相対利用権について早急に運用実態に即しつつ、要件整備を図るとともに、中間管理事業移行と活用を積極的に行うこと。

また、基本構想そのものの見直しと活用・整備体制を早急に充実させること。

(3) 事務執行の適正化について

農業委員会は独立した行政委員会であり、補助執行や委任により市長部局との間で互いの権限に属する業務を行う場合に、その業務の範囲は、協議を経て決定し、規則等で定めることとなる。

特に補助執行や委任を農業委員会として受ける場合、農業委員会の総会で審議することとされている。

未整備状態にある補助執行や委任の規定整備をし、責任執行体制を確立すること。

(4) 事務局職員の増員等体制整備について

「農地の利用の最適化の推進」が農業委員会の新たな必須業務として位置づけられ、「人・農地プランの実質化」に向けた委員の現場活動は、さらに多様化・複雑化することが予想され、サポートする事務局の果たすべき役割と業務量は大きくなりつつある。

とりわけ、所有者不明農地（相続未登記農地）について、所有者（相続人）の探索範囲の簡素化や利用権設定期間が20年に長期化されるなどの見直しが行なわれた。農業委員会には探索・公示が課せられており、活用如何では、荒廃農地化の歯止めや集落営農等の効率性に大きく影響する。

一方、従来業務では、農地台帳業務について、令和2年度のシステム改修が済み次第、インターネット活用の全国農地ナビの維持管理が本格的に加わることになる。

この他、非農地対応は、踏み込んで手掛けてこなかった業務であり、軌道に乗せるため、必要な人員体制を整備する必要がある。

以上のことから、体制を強化してしっかりと取り組む必要があるため、農業委員会事務局職員を増員するとともに市長部局も含めた農政執行体制の整備を行うこと。